# 正副会長の活動状況

## 嵐のなかで

#### 真之 日本弁理士会副会長 正林

#### はじめに

前回の任期中に「今月の言葉」のところで書いた「嵐 の中を航行している豪華客船の中でイス取りゲームに 興じていた幹部たちは、零度以下の海水がキャビンに 入ってきたところで、自分達は嵐の中に居ること、周りには氷山がうようよしていたこと、そして、何よりも、救命ボートが人数分確保されていなかったことを、知るのである。」のところの記述について、様々な反 響があった。

その表現の善し悪しについては色々と議論の余地があるにせよ、それが今の我々の状況を的確に風刺していること、特に「救命ボートが人数分確保されていなかった」の部分については、争いが無いのではないだ

ろうか。 そしてそれは、弁理士会の幹部のレベルでも身を持 って感じられていることであり、しかもそれが今年は、私が今まで経験してきた役員会の中でも、最も強いよ うに思える。

#### 弁理士サービス価格検討委員会

こうした厳しい状況の中にあって新設されたのが、 こりした厳しいれんの中にあって利限されたのが、この委員会である。ここは、弁理士の専権業務の値段であるいわゆる弁理士報酬を拡張し、専権業務以外で弁理士が仕事をした場合のサービス価格を検討することを視野に入れている。委員会のネーミングも、弁理士業がサービス業であることを明確にするために、あ

工業がり一と人業とめることで別項によってにいた。 えてこのようにした。 弁理士の生活と弁理士業の根幹を成す報酬の範囲を拡張するものとして、役員会の肝いりで新設された。 豪華客船の例で言えば、乗員の容量と救命ボートの置 き場面積を増やす計画立案に相当するであろう。

### 弁理士業務標準化委員会

豪華客船の中でも「絶対に沈まない」と言われてい たタイタニック号も、沈んでしまったという事実がある。 そうならないためには、船員の基礎的能力を高めて おく必要がある。このために、会員ないしは会員事務 所が最低限備えていなければならないスキルを提示 し、普及するための委員会である。

一人事務所や後継者問題も、その一部をここで取り上げることとしている。今年は、外国関係の業務標準にも力を入れることを予定している。

#### 福利厚生委員会

福利厚生規定それ自体は既に廃止されてしまった が、会員の福利厚生を考えることの重要性が色褪せた わけではない。

保険業法に違反しない範囲で、いかに会員にとって 有益でかつ有利な福利厚生について審理検討をするこ ととしている。

#### 知的財産価値評価センター

弁理士会に5つある付属機関のひとつ。ここでは, 知的財産一般について、その評価を行うものであるが、 それは財産的な価値の評価(定量評価)だけではなく その事業における意義や技術的異議等も含めた価値評

価(定性評価)をも行おうとしている。 但し今年は、定量評価にも力点を置き、金融機関との話し合いや交渉も開始していく予定である。 なお、こういった知的財産価値評価センターの活動は、次の技術標準委員、金融機関とが記述していく予定である。 会の活動とあいまって、弁理士の活動領域を広げるも のと期待されている。

#### 技術標準委員会

いわゆるデファクトスタンダードやグローバルスタ いわゆるケクケクトスタンタードやグローバルスタンダードといった,ある所定の技術に対する特許以外の制約について、知的財産との関わりを考慮しつつ、 弁理士がどのように関係していくべきかを調査研究し、発展させるための委員会である。 現時点では、情報収集作業が主となっており、今後の発展が期待されるところである。

#### 知財流通・流動化検討委員会

特許のオークションなど、知財を流通させるための システムが最近は構築されるようになっている。 そうした中にあって、この委員会は「知財信託及び

知財証券化を含む知財流通・流動化の調査研究」と「知 財の流通・流動化に関し、日本弁理士会の果たすべき役

割についての検討」を職務権限として設立されている。 かかる職務権限に呼応した形で、今年の諮問事項には「知財信託・証券化に対する弁理士の関わりについての調査・研究」や「知財金融への弁理士の関わりの 調査・研究」が含まれている。

また,海外の有用な情報を仕入れるべく,「海外の 知財流通業者についての調査研究」を審議委嘱事項と し、国内の中小企業における特許の活用を促進させる ために「中小企業基盤整備機構と協同して知的財産資 産経営の啓蒙を図ることについての企画、立案、実行」 を審議委嘱事項としている。

ソフトウエア委員会 昨年に引き続き、コンピュータ・ソフトウエア関連 発明の法的保護に関する調査・研究、デジタル化され た情報の法的保護に関する調査・研究、コンピュータ ・ソフトウエア・デジタル情報等に関する法的諸問題 についての調査・研究を行うものであり、その過程で は,関係官庁や諸団体等に適切に対処することも行う。 むろん、その成果物は、パテント誌やセミナー等を 通じて内外へ発表されることになる。

#### インターン制度運営委員会

2年前に設立された日本弁理士会独自のインターン 制度を適切に運用するための委員会である。現時点で は、過去の運営状況にかかるデータを参考にしてブラ ッシュアップを図ることを主な検討課題として活動し ている。